

学校法人の財務諸表等の公開制度の法的展開

工藤市兵衛

On the legal development of the financial statements for an educational foundation to open to the public.

Ichibei Kudo

The results on business movements in undertaking accounting are indicated by profit and loss statements and balance sheets but on the other hand the purpose of an educational foundation carry out school education and it is not permitted profit money making.

Thereupon we are going to testify the form of financial statements that has been opened on private businesses are superior standards for accounting standards for school reports.

企業会計では、営業活動の成績は損益計算書、貸借対照表で表わされるが、学校法人の目的は教育研究を遂行することであり、営利を目的とすることは許されない。しかし、一般に公開されるべき財務諸表の様式は、企業会計上の財務諸表の法が優れていることを論せんとするものである。

学校法人の財務諸表等の公開制度の法的展開

工藤 市兵衛

第一節 学校法人の財務書表と企業会計上の財務書表

一、企業会計では営業活動の成績は損益計算書で表し、その年度の収益と費用とを正しく捕らえることを目的としている。この計算によって経営成績を知り、収益力を高めることに役立てようとしている。

学校法人は学校を運営し、その目的とするところは教育研究を遂行することであり、営利を目的とすることは許されない。従って学校会計では毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表および収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならないものとされる(私立学校法第四七条)。

各事務所というものは、従たる事務所がある場合に、主たる事務所および従たる事務所いずれにおいてもという意味である。

財産目録は、一定時期(ここでは会計年度末)における学校法人の財産を個別的に価格を付して記載した表である。動産、不動産、債権のような積極財産のほか、債務のような消極財産も記載する。一定時点における静的な財産状態が明らかにされる。会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日である(私立学校法四八条)。

貸借対照表は、一定時点(ここでは会計年度末)における学校法人の財産の構成状態を一目りよう然とさせるため、資産、負債、資本を種類別の項目にまとめて各項目の価格の総計を付し、これを貸方と借方の欄に分けて記載した概括表である。

収支計算書は収入および支出を科目ごとにまとめ、収支の状況を明ら

かにする表である。営利企業では、損益計算書に相当するもので、その年度の経営成績が明らかにされる。「学校法人会計基準」では、収支計算書は、資金収支計算書と消費収支計算書に分けて作成すべきものとされている(四条)。即ち学校会計の計算書類は以上の三つの柱からなっている。

二。私立学校法第四七条に違反して、財産目録、貸借対照表、収支計算書の備付を怠り、またはこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、もしくは不実の記載をしたときは、理事は一万円以下の過料に処せられる(私立学校法六六条三号)。

三。財産目録等を備付ける理由は、「学校法人の資産状況、経営状況等を公示し、取引上の便益に資するため」と説明されている。しかし、閲覧請求権や広告等の規定は存しない。

したがって、監督官庁の請求に応じてこれを閲覧させたり、学校法人が相当と判断したときに取引先に関連させれば足り、供閲義務はない①。

四。学校法人に財産目録等の供閲義務や公開義務のないことは、これについて規定した商法の規定と対比すれば明白である。

商法は株式会社について、計算書類の備置きの義務を規定している(同法二八二条一項)、公益法人の場合は、私立学校法の場合と同様である。しかし、株式会社では、株主と会社債権者には、これら計算書類につい

ての閲覧請求権や、経費を負担して謄本の交付を請求する権利があることを明文で定めている(同法同条二項)。この点は私立学校法と異なっている。

また、計算書類の付属明細書の備置き義務についても規定している(同法二八二条一項)。学校法人の場合は、財産目録、貸借対照表、収支計算書の三つの備置き義務にとどまるもので、付属明細書の備置き義務は法定されていない(同法二八二条二項)。

更に、株式会社においては、少数株主に帳簿書類閲覧請求権が与えられており、発行済株式の総数の一〇分の一以上に当たる株式を有する株主は、付属明細書等のほかに、更に、原帳簿、伝票、証拠書類といった原帳票類についての閲覧請求権が法定されている。

これらの商法の規定と私立学校法の規定を対比すれば、財産目録等の備置き義務については同様であるが、その供関義務や公開義務のないことは、これを義務づけたり、閲覧の権利を保障した規定のないことから明らかである。ましてや、原帳票類については、株式会社においても、一定以上の株式をもった株主に閲覧請求権があるだけであるから、学校法人に供関、公開の義務のないことは明らかである。

五。一般論としては、私立学校法で備置き義務のある書類、つまり財産目録、貸借対照表および収支計算書程度のものは見せて、学校法人の財政状態を職員に周知させることが、職員の信頼を得ることになる。

しかし、現実には、貸借対照表を見せると、これだけではその内訳がわからないとして、原帳票類の閲覧を執ように要求し、それを見せると、その中から労働組合の立場からみて納得できない事項を拾い出し、理事の会計処理が不正であるといった宣伝材料に使うような例がしばしばみられるのである。後にこの問題にふれる。

このような誤った宣伝に利用されるおそれのある場合には、初めから、財産目録等を見せないか、財産目録等だけを見せて、原帳票類については、学校法人の内部監督の監督でその適正が保証されているからみせる必要がないとするのが相当であろう。

しかし、大部分の私立学校が国の補助を受けている現状では、文部大臣の定める会計基準は学校法人会計基準として重要な意味を持っているのであり、少なくとも商法の開示の程度出来れば証券取引法(昭和二十三年四月十三日法律第二五号)の上場会社程度の開示が必要であろうと信ずる。

六。財団法人東京家政学院評議員の書類、帳簿その他の書類、資料閲覧事件(昭和二五・一二・一一東京地判(判例タイムズ一〇号六四頁)昭和二六・一二・一九東京高裁(判例タイムズ二二号五一頁))

この事件の事実関係は、概ね以下の通りである。「被告(財団法人東京家政学院)は故大江スミ創立にかかる女子教育を主たる目的とする学校財団、原告らは、被告の評議員であるが、昭和二十三年大江スミ死亡後は、被告の創立当時の寄附行為に不備のあるのに乗じて僅か数名の同族が理事監事としてその役員的主要部分を独占し、同窓会、父兄会、教職員及び在校生等より多額の寄附学校債等の援助を仰ぎながら、これら金員の一部を横領し、或は不正に使用したりしたので、同窓会、父兄会教職員等の有志はその確実な証拠を得て被告を改正する根本策を立てようとしたが、被告の理事らはその経理関係帳簿その他の資料の開示を拒否している。被告の寄附行為第一条には評議員会は理事監事を選任し、理事会の諮問に應ずる権限を有すること、同第二四条には寄附行為変更につき同意権を有することがそれぞれ定められておるし、又私立学校法によっても、評議員会は短なる諮問機関ではなく、審議機関、意思補充

機関、監督機関、決議機関たるの権限を有することは明らかで、評議員がその職務を行うためには評議員各個人が常時学校財団の業務財産の現況又は役員の業務執行の状況を調査しうることが必要であり、そのためには被告の財産目録、理事会及び評議員会の議事録等を閲覧謄写する必要がある」と主張して、原告らは、右書類の閲覧謄写を求めたというものである。

判決は原告の請求を認容した。被告らはこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴した。その理由は、「(1)民法その他の法令及び控訴人の寄附行為に、評議員に対し、前掲書類の閲覧謄写を許す明文の規定がないこと②、(2)控訴人の行為、すなわち理事の活動に対する監督機関は、内部的には監事であり、外部においては主務官庁たる文部大臣であって、評議員でないこと、(3)寄附行為の規定上、評議員会としては権限を有するが、評議員個人としての権限は認められないこと、(4)仮に評議員個人が書類閲覧権を有するも商法第二六三条、第二八一条、第二八二条、第一五三条の規定と対比して、書類の謄写権を有するものと解し得ないこと等」を掲げ、被控訴人らの請求を失当であると主張した。

東京高裁は、控訴を棄却した。その理由の要点はつぎのとおりである。

控訴人が財団法人である以上、その準拠法が民法であることはいうまでもないが、「評議員」たる機関は、民法に存しないものであり、また、控訴人の事務処理につき適用される特別法である学校教育法にも、「評議員」に関する規定はない。そこで評議員に関する明文の準拠規定としては、控訴人の寄附行為中に規定があるだけである。寄附行為の各規定によれば、評議員は控訴人の法人としての組織上、合議体をなしている機関であって、理事、監事を選任し、理事会の諮問に応じて意見を述べることによって、控訴人の法人として活動に寄与しているものというべきである。それゆえ、合議体の一員である評議員の各自がその職務を遂行

するための必要上控訴人の事務処理状況を調査することは、控訴人において、当然認容しなければならぬところである。

もちろん、すべて権限の濫用は許さるべきでないものであるから、評議員が当該法人の機関の一員であるからといって、他に悪用する目的で、当該法人の業務及び財産の状況を調査することは許さるべきでなく、かかる場合は理事においてこれが調査を拒否し得るものといわなければならない。しかし本件においては、被控訴人らが控訴人の事務処理状況を調査しようとするのが、控訴人の目的としている女子教育のための学校経営以外の別の目的に悪用しようとするものであることは、控訴人の主張しないところであるから、控訴人が、被控訴人の求める事務処理状況の調査を拒否することの理由を認めることができない。それゆえ、被控訴人らは控訴人の事務処理状況を調査するため前掲書類を閲覧し、かつこれを謄写する権限を有し、控訴人はこれを認容すべき義務あるものといわなければならない。

商法の規定する営利会社については、法律は社員相互間または社員と執行機関との間の利害関係の調整をはかるため会社の書類閲覧等に関する詳細な規定を設けている。これに反し、民法による公益法人については、構成分子間に利害関係の相反するようなことは法律の予期しないところであり、かつその運営上官庁の監督に服するため、右の点に関する法律の規定が著しく簡略であるから、本件のような財団法人にあっては、寄附行為と条理にもとづいて解釈するの余地がおのずから広く、商法の規定にもとづいてのみ帰納的に解釈することは必しも適切ではない。前示のように、閲覧権ありとする以上調査の目的に到達するに必要な場合閲覧と同時にその必要部分を謄写することは当然許されるべきである。また評議員会を構成する評議員個人として、評議員会における権能を行使するため準備調整をなすことを認めることは、評議員会の職責を遂行せしめるために欠くべからざることであって、当然許容すべきである。よっ

て評議員各自が前掲書類閲覧及び謄写を求める権能を有するものと解すべきであるとしている。

七。「学校法人紛争の調停等に関する法律」の合意性。

東京地裁昭和三八年一月一二日民事第二部判決（昭和三七（行）第七五号調停委員任命無効確認請求事件（判例タイムズ）一五五号一四三頁）。

この事件は昭和二九年に、名古屋の名城大学で、当時の理事長兼学長が東京に法学部を設置しようとして文部省に認可を申請したが、教授会の議を経ていないとして、教職員が同氏の排斥運動を起こしたことに端を発したものである。この問題は、名古屋地方裁判所に訴訟が提起され、昭和三〇年一月に、裁判所は、東北大学名誉教授の某氏を理事長代行者に指名した。なお、裁判所は、紛争の早期解決をはかるために、昭和三二年に調停委員会を組織して調停に当たさせたが、調停はひとまず不成功に終わった。なおこの調停の期間中に、理事長兼学長に代わって就任した学長その他一四名の者が理事長を刑法上の税法違反、業務上横領、詐欺で地方検察庁に告発するということがあった。昭和三三年には、左記の理事長職務代行者に代わって別の人が理事長職務代行者に裁判所から氏名された。その後しばらく双方から数多くの訴訟が提起され、訴訟上の争いが繰り返されていたが、先の調停委員らの献身的な努力によって、法律上の調停ではないが、事実上の和解を成立させたのである。それは、まず評議員を確認し、この確認された評議員から基本理事を選び、そして理事会を構成することに成功したのである。そして声明書を発表して、今後できるだけ学内の組織的な運営に努力する、そのために人事規程、文書規程の諸規程を整備し、紛争に関係した処分者を出さないことを表明したのであった。こうして昭和三三年八月に一応紛争に終止符

が打たれたのであるが、その後なお紛争期間中の事務の不始末という問題が残った。

例えば金銭出納関係、紛争中には必ずしも愛校精神に出たとは言いがれない者の罷免、紛争期間中の事務の後始末の方法、また紛争中の学長の処遇、学内運営の組織化の具体的問題について理事者間に意見が分かれた。すなわち積極的に急速にこれを実施しようとする積極派の理事長その他の理事と、時間をかけてゆっくりなしくずしに進もうという消極的、穏健派の理事長の子息である理事その他の理事との二派に意見が分かれて対立した。理事長は、学内運営が円滑に行われないのは、学長兼理事が、自分の反対派と手を組んでいるためだとして、昭和三四年七月に、理事会の議を経ないで学長を罷免した。そこで紛争が再燃して、理事長は、子息ほか一名計二名の理事を同月中に解任する。さらに四学部長、事務局長事務取扱、庶務課長、学部事務長、短大の学生部長その他を解雇した。そして学長室の実力による閉鎖、調度品の持出し、大学本部の電話の売却が行われた。こうした中で原因不明の火災が起り、講堂など六〇〇坪を焼失した。八月以降は給与も支給されず、実験実習上必要なガス、水道、電気も止まるような状況で、学生は、理事長退陣要求の大会を行った。このようにして紛争はますます深刻化していったのである。

政府は、自主的解決を主張する私学団体の反対を押し切って、国会に「学校法人紛争の調停等に関する法律案」を提案した。これは当面の名城大学の紛争解決に目標を定め、公布の日（昭和三七年四月四日法律七〇号）から二年の限時立法として制定されたのであるが、この法律による調停をめぐるも訴訟が提起されたりした。それらは私学法の法的整備の未成熟にも問題があると云わなければならない。

私立学校法は歴史が浅く且つ所轄庁の監督を受け、且つ営利会社に於ける如く株主が存在せず、利害関係が少なく、更に良識の府であることの自覚によるべきものであると解される。

第二節 株式会社計算公開と学校法人

株式会社計算公開に関する制度の改善については、企業の社会的又は株主総会制度との関連で、特に企業内容の公開の推進が問題となっている。

昭和四八年三月経済同友会は「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」において、具体的な営業報告書の提出を行った。

又昭和五〇年六月、法務省の「会社法改正に関する問題点」は色々あったが、本件との関係において問題となった点は、イ。営業報告書の記載事項の認定及び記載さるべき事項。ロ。計算書類の公示、公開方法について改善すべき事項であった。

そして各界の意見は概ね積極的意見が強かった。即ち公害防止、消費者保護、重要な寄付等であった。

又、計算書類の一般大衆への開示方法については、登記所への提出。公開を主張したものが多く見られた^③。

しかしこれらの公開性の要求は株式会社は高度に公益関係的な存在であり、今日の経済社会にとって必要な消費財、生産財、雇用、技術革新、研究開発等をもたらす中心的な社会構成単位である。そして公益性を裏付けるものはイ。有限責任性、ロ。企業規模、ハ。国民経済における資源配分を左右するマーケットの形成である。そしてその企業の周囲に多くの株主・債権者・従業員・消費者・地域住民が存在し、それらの者の利害がその企業行動に左右されるのである^④。

一方学校法人の会計報告に対する主要な利用者は、現在においては実

に多方面に亘り、その社会的教育的影響も大なるものがある。

イ。文部省及び都道府県等の所轄庁。
ロ。私立学校振興会及び銀行等の金融機関。
ハ。学校法人の理事者及び評議員会。

ニ。教員及び職員並びにその団体。

ホ。学費負担者、学生及びその団体。

この様に見てくると、今日における株式会社計算公開性の要求に匹敵するは無論、それ以上の公開性・公共性を有することは明らかである。

しかるに所轄庁の指導検査を受けること（私立学校助成法 第二二条）及び公認会計士又は監査法人の監査を受ける（昭和五一年 文部省告示 七月一三日第一三五号）ため、当該寄付行為に公告の方法（私立学校法 三〇条一項一―号）のみでこと足りるとすることは、時宜に適したものであるとは到底言い難いものと解する。できるだけ速かに上場会社における開示程度の開示がなされるべきものと解する。

注 ① 正市著 私立学校法 法友社 二五八頁。

② 評議員、評議員会についてはその設置が定着しつつあるが、民法には明文の規定がおかれていない。但し私立学校法には今日明文の規定がおかれている。

長沢栄一郎著 社団法人、財団法人の運営実務 国分館 75頁

③ 神崎克郎 「株式会社の公開と営業報告書」 商事法務八二九号七頁。

④ 酒巻俊雄 還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理 社団法人 商事法務研究会 九六頁。

中村一彦 著 企業の社会的責任―法学的考案 同文館 九八頁。

森田章 著 企業内容開示制度―法規制の展開と課題 中央 経済社 七頁。

学校法人に対する改革私案

昭和十二年、今から丁度五十五年前の七月七日は日中戦争の発端となった芦溝橋（中国北京市郊外）で日中軍が衝突した日であり、昭和二十年八月十四日は、ポツダム宣言受諾決定戦争終結の詔書を放送、同年九月二日は米艦ミズリー号上で降伏文書に調印した日である。

日中戦争がぼつ発した昭和十二年は著者は旧高専一年であった。学校では軍事教練が強化され街では学生狩り、マルクス資本論を持っているだけで理由もなく逮捕、拘禁される時代であった。

社会は段々と暗くなり軍事一色となり、学生は徴兵延期が繰り上げとなり軍隊に入隊を余儀なくされ、昭和十三年四月一日には、ついに国家総動員法が公布、昭和十五年九月二十七日には、日独伊三国同盟ベルリンで調印、遂に昭和十六年十二月八日にはハワイ真珠湾攻撃開始、花々しく世界第二次戦争は開始された。しかし昭和二十年四月一日には日本軍は利あらず米軍は沖繩本島に上陸、昭和二十年八月六日広島に原子爆弾投下、同十四日にはポツダム宣言受諾、同八月三十日連合国最高司令官マッカーサー元帥厚木に到着。九月二日には米艦ミズリー号上にて降伏文書に調印。かくして、アメリカを主体とした連合国軍による占領が始まることとなった。

かえりみれば、徳川時代から明治時代は諸外国に遅れをとらぬため富国強兵、興業立国を志向し、教育は法律に規定したものでなく勅令を以って律せんとしたのであり、それを裏づけるものが「教育に関する詔勅」である。その精神はおよそ次の様なものであった。儒教精神を重んじ君に忠に親に孝をつくすことを旨とし、師に対しては「三尺下がつて師のかけをを踏まず」と云う絶対服従の精神が根底にあったと見ることがができる。

昭和二十年八月十五日の敗戦と共に日本国は勅令を以ってする教育は大きく百八十度転回したと見るべきである。

即ち中央集権教育が個別教育、民主教育、自由教育へと大きく変身し、アメリカ式教育が採用されることとなった。

しかし、西欧流の民主的・自由主義的教育を無制限に入れると、当時日本は共産化することが懸念され民主化が中途半端に終わらざるを得なかった。このことは天皇制の存続とも関連して国体の保持が最重要のため、不十分な民主化のまま急速に改革がなされたことのいきさつもあり、民主化自由化が徹底しなかったゆらいがある。以下これらについて見てみよう。

終戦後は昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、昭和二十二年五月三日に施行された。

しかし新憲法は明治憲法の改正と云う形で行なわれたものであり、旧憲法が廃止され新憲法が公布されたものではない。形の上ではあくまで旧憲法の改正と云う形がとられているのは注目されなければならない。

戦後は新憲法の公布施行により学問の自由、信教の自由、法の下の平等がとえられ、教育の基本法として教育基本法、学校教育法が制定され、そのめざす所のもは憲法の精神を受けて学問の自由、法の下の平等である。更に、私立学校法が制定され私立学校が公然と認められるに至ったが、尚、国公立学校との格差、国の助成については私学に対しては掛け声だけで殆ど解決されていないのが現状である。更に私立学校法では学校法人が認められたが宗教法人その他の公益法人と違い、国の助成及び税の軽減処置が認められる等多くの利点があるけれども、また多面国及び都道府県知事の多くの規制が加えられ種々の問題を指摘することができている。

一方、学校法人・準学校法人について書き進んで来たが、まだ残っているものがある。これらは立法の主旨などを詳細に調べないと判断に困

るものもある。例えば、学校教育法一四条には「学校が設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規定に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。」と定められている。しかるに私立学校法第五条第二項には、「学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない。」と定められている。

これについては、日本私学団体総連合会の私立学校法解説で、「本条において所轄庁が、私立学校に対して有する権限は、いわゆる処分的なもので、しかも列挙されている建前から、学校教育法第十四条のようなものは入れるべきではないことを明らかにしたものである。原案には一時出ていたのであるが、私立学校の監督規定を少くする意味で、削除されたもので、一応ここらにも、私立学校法制定の意義はあるといえよう。」とある。

最近、学習指導要領の改定に伴って、地方では、県教委の指導主事に見解を聞いたたり、あるいは指導主事が積極的に私立学校に働きかけて、私立学校の教育過程の改正に意見を延べることがしばしばあると聞くが、これは権限外のことを行っている、としかいいようがない。そもそも指導主事と私立学校とは無関係であり、別々の所管に属しているのではなからうか。知事部局に指導主事をおくべきであったが、当時の事情としては、私立学校に口を出せば危ない、という空気が支配していたのかも知れない。私立学校といえども教育制度の外にある訳ではないが、指導・助言のみで強制力のない事情の下では、私立学校担当の指導主事など考えも及ばなかったのではないだろうか。

教育課程行政というものは、元来指導・助言を中心とする指導行政といわれている。しかし私立学校については、現行法上、なんの指導も行われていない。こういう点にも、私学行政の面で一考を要する点があるように思われる。

国公立学校と私立学校の格差、学校法人と準学校法人の格差と法の下

の平等、学問の自由についての様にクロスさせうるか、どう調整するかというところに、学校に関する多くの法律問題の複雑さがあり、そこにその解決の困難なゆえんがあるのではないだろうか。

更に、学校法人と学校との関係について論じてきたが、学校がなければ学校法人が成立しないのであり、権利義務の主体として学校法人が認められている。

本論文では概ね次の点について研究分析検討を試みた。

一、私立学校法一条学校のみ経営する学校法人と、その他の学校（専修学校、各種学校）のみを管轄する準学校法人とは様々の面で差別を受け、法の下での平等の点より解決すべき点も多々ある。私立学校法では学校法人の定義があるが学校法人施行規則の様な文部省令で準学校法人（施行規則第七条、第九条）の定義をなし、国の助成、国家試験受験資格等において極めて劣悪な取扱いをうけているのは法の下における平等に反すると云わなければならない。即ち国家試験については、例えば不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第一五二号）によると第六条で一次試験の免除されるのは、大学、（短大を含む）及び高等専門学校、旧高等学校令による専門学校だけであり、専修学校についてはなら規定がなされていない。更に、助成法第十五条に税制上の優遇措置が定められているが同第十六条では、私立学校法第六十四条の法人（準学校法人）には準用の規定さえおかれていない。更に、国及び都道府県の学校法人の助成については私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六号）により規定されており、準学校法人については第十六条により準用されているに過ぎない。

更に租税條約において学生、交換教授等において免税の措置が規定されている学校教育法第一条学校のみであり、準学校法人の管轄する専修学校各種学校は除外されている。

二、公益法人と学校法人、準学校法人の会計基準の関係に言及した。企業会計原則、商法有価証券取引法による様式の財務諸表により公益法人の財政状態、経営成績を十分開示出来るものと考えられること。更に学校法人が今や経常費の二分の一の補助を受ける様な私立学校助成法により国の手厚い保護を受ける現在、寄付行為に公示方法を記載すれば足りる程度の公示方法では如何なるものであろうか、商法では少数株主権が認められ財務諸表の閲覧権の外、10%以上有す株主は会計書類のコピーを請求出来ることとされて居る。かくして財務諸表の不正防止に役立つのである。しかし、学校法人にあっては教員組合等に閲覧せしめることはいたづらに摩擦を招く等の危惧からして今の所、開示はなされていない。これで国の援助を受けている法人として社会責任を果たしているとは認められないのである。少なくとも有価証券取引法、商法による開示程度は必要と考える。改正の望まれる所である。

三、学校法人と準学校法人を見るとき税法における取扱いの相違に注目しなければならぬ。専修学校の専門課程は専門課程であるが法的には専門を教育する所でなく、実務教育を施すに過ぎない。従って、寄付金の損金算入が有利に認められる特定公益増進法人の認定も私立学校法第三条に設定する学校法人のみで準学校法人には適用されない。大学より幼稚園に至るまで特定増進法人としての得点を受けることが可能であるが、専門学校はこの認定を受けることが出来ない。その理由は専修学校の目的を見れば理解出来るところである。

四、学校法人の会計は学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令一八号）が制定されるまではその依るべき共通の一般的準則がなく、またこれに代わるべき慣行も成立しておらず、従ってそれぞれの学校法人においてもまちまちの方法で処理されていた。法制的にみても学校法人は毎

会計年度、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を処理すべきこととされてきたが（私立学校法第四七条）その内容形成については何等規制を受けず私立学校法に全く委ねられていた。このほか収益事業を特別会計として経理すること（私立学校法第二六条第三項）等が規定されていたとどまる。しかしその財務諸表表示形式は課税がなされないため営利企業と異なる形式がなされているが商法による財務諸表は最も一般的で且つ課税の欄を除けば何ら異なる所がなく、この様式がはるかに単純明快に財政状態、経営成績をみることに出来る。しかも営利企業との比較も可能となり国全体より見るとき益する所が多であり、様式の統一を提案するものである。

五、監事の職務と報酬

学校法人は管理機関として、理事、監事及び評議員を定めている。このうち理事及び監事を役員を称している（私立学校法35条）。そして私立学校法の業務は理事会で行って居り、学校法人の最高の議決機関である（同法36条）又、監事は学校法人は監査機関であって（同法37条4項）、各自単独でその職務を行う。

更に評議員は会議制の諮問機関である私立学校法及び寄附行為で定める重要事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないものとされる（同法42条1項）。所で理事会は、株式会社における取締役会の如く運営がなされて居ると見ることが出来る。

又、監事は株式会社の監査役の如き業務を行うと見ることが出来る。しかし、監事の職務について私立学校法の規定が限定的であるか、例示的であるかは必ずしも明かでない。

民法五九条の列挙する監事の職務は例示的であり、寄附行為によって権限を拡張することが出来るかと解されている（法釈民法（2）二三〇頁）。

民法法人の監事は任意機関である点で学校法人の監事と異なるが、監

査機関としての性質に反しない限り、同様と見ることが出来る。

民法法人においては「不整アルコトヲ発見シタトキ」監事はこれを總會又は主務官庁又は評議員会に報告すべきこと等となっており、この点学校法人は異なる。

所で商法においては監査役報酬及び退職慰労金は、一般的に總會において決定する。従来は役員報酬等として取締役と監査役との報酬を総料で決定していたが、商法改正により、この両者の区分決定し、監査役報酬は監査役の協議により配分することとした(商法279条)。この改正は、監査役の独立性と地位強化等の一環とされる。又監査役は監査役報酬について、總會で意見を述べる事ができる(商法279条)。

しかし、学校法人の監事の報酬については何等規定がないばかりか、実際の寄附行為において「役員はその地位について報酬を受けることができない」と規定されている場合が多い。

所で「監事は理事又は学校法人の職員と兼ねてはならない」(同法39条)としており、これは監査職務の公正を確保する趣旨であるが、これでは独立して十分な監査を行うことを期待することが無理である。

少なくとも商法における監査役の如く適正な報酬を与え、独立性と権限の強化を計るべきであると考えらる。

六、寄附行為の公開性

私立学校法第三〇条第一項で、学校法人を設立するためには学校法人の根本規則である寄附行為を作成すると共に、財産の抛出行為がなされなければならない。

寄附行為については、私立学校法で「必要記載事項を定め」、文部省令で定める手続きに従う、寄附行為について所轄庁の許可を申請しなければならぬ(私学法30条一項)。面して寄附行為の変更については、その寄附行為の規定にしたがって変更手続が行われなければならない。

そしてその変更は、理事長においてあらかじめ、評議員会の意見を聞

かなければならないものとされている(私学法42条一項2号)。

そしてその変更は所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない(同法45条)。

所で学校法人の「寄附行為」は株式会社定款の如く、株主總會の承認を要するものでなく、利害関係者の批判に耐えることを要しない定めである。

今は国の保護を十分享受している学校法人としては、利害関係者の批判に十分耐え、経営の健全性を確保する意味においても、何らかの公告手段を諸すべきものと思慮するものである。

少なくとも株式会社定款変更の相当する改正手続がなされるべきものと思考する。

例えば少なくとも定款を公告すべき書類に含める等の措置が考えられる。